

令和3年(2021年)6月30日(水)

環境局産業廃棄物指導課 課長：岡 和子

電話：082-504-2224

内線：3280

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 被処分者

蔵前産業有限会社

取締役 蔵前 里志

広島県広島市西区山田町628番地の1

2 許可の内容

産業廃棄物収集運搬業

許可番号：第07310003165号

許可年月日：平成27年6月27日

3 処分の概要

(1) 処分内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

(2) 処分年月日

令和3年6月30日

(3) 処分理由

被処分者である蔵前産業有限会社の役員である蔵前里志は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第16条の2（焼却禁止）に違反したことにより、広島簡易裁判所において罰金20万円の判決を受け、令和3年5月13日に刑が確定した。

このことにより、産業廃棄物処理業の許可の取消しを規定する法第14条の3の2第1項第2号に該当（法第14条第5項第2号ニにおいて規定する法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当）することとなったため。